

公益通報の設置について

南山高等・中学校の業務に関し、法令違反行為が現に生じ、または生じようとして
いる場合において、その早期発見と是正を図ることを目的として、公益通報および公
益通報に係る相談の対応窓口を設置しました。

法令違反行為とは

- ①公益通報に関する規程等に規定する違反行為
- ②南山高等・中学校における教育・研究活動に係る不正行為
- ③南山高等・中学校諸規程等に対する違反行為

通報および相談を行うことができる者

- ①本校の職員(非常勤職員を含む)
- ②本校に勤務する派遣または業務委託に係る労働者
- ③本校の生徒ならびに保証人

通報者等の保護

南山高等・中学校は、通報者等が公益通報等を行ったことを理由として、当該通
報者等に対し不利益な取扱いを行うことは一切ありません。

ただし、通報者等が第三者に損害を与える目的その他誹謗中傷等の不正の目
的をもって公益通報等を行った場合は、この限りではありません。

窓口・通報の方法

[窓 口] 南山高等・中学校(女子部)教頭

注:通報対象者(部署)が本窓口の場合は、南山学園内のいずれかの
学校窓口(Webページ参照)をご利用ください。

[通報の方法] 氏名および連絡先を明らかにした上で電子メール、電話、FAX、書
面または面談で受付。なお、匿名を希望する場合にも、電子メール、
電話、FAX、書面により可能ですが、連絡先がない場合などは調査
結果等の通知ができない可能性があります。

「公益通報・相談様式(参照) [\(ワード形式\)](#)・[PDF形式](#))で添付」

[連 絡 先]

南山高等中学校(女子部)

住 所 〒466-0833 名古屋市昭和区隼人町17

電 話 052-831-0704

F A X 052-834-4575

メールアドレス koeki-nanjo@nanzan.ac.jp

参考資料

南山学園公益通報に関する規程([PDF形式](#))